

●香川県監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年11月29日

香川県監査委員 林 勲  
同 鍋 嶋 明 人  
同 山 田 正 芳  
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 危機管理総局
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 高圧ガス製造許可申請に係る証紙を貼り付けた書類の金額等の記載を削って訂正していた。</p> <p>また、証紙を貼り付けた書類が申請書と別葉になっていたにもかかわらず、申請者の割印がなかった。（危機管理課）</p> <p>(イ) 貸金業者登録申請の証紙について、登録申請日から長期にわたり消印せずに保管していた。</p> <p>また、申請書と証紙貼付用紙とに割印がなかった。</p> <p>さらに、証紙を貼り付けた書類の保存について、規則による特別の取扱いの承認を受けていたが、証紙収納簿の備考欄に登録番号の記載がなかった。（くらし安全安心課）</p> <p>イ 支出事務について</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 金額等を訂正する場合は、その部分に二線を引き、上部又は右側に正書した上で、作成者の訂正印を押印するよう職員に周知徹底した。</p> <p>申請書と証紙を貼り付けた書類が別葉になる場合は、申請者の割印を得るようにしているが、それが難しいときには課の受付印を割印することで申請者の割印と見なす旨の「香川県証紙の取扱いについて」の通知によらない特別の取扱いの承認を受けており、この承認に基づき直ちに課の受付印を割印した。</p> <p>(イ) 直ちに割印を行うとともに証紙収納簿の備考欄に登録番号を記載した。</p> <p>今後、申請を受け付けた場合は、直ちに消印、割印の確認、登録番号の記載を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>イ 支出事務について</p>

	原子力研修講座の参加費について、 遡って支出負担行為をしていた。（ 危機管理課）	今後、適正な予算管理・執行管理 に努める。
--	--	--------------------------